

第2章 計画の基本理念

第2章 計画の基本理念

1 計画の趣旨

人権とは、全ての人間が生まれながらにして持っている人間の尊厳に基づく権利で、社会において幸せな生活を営むために欠かすことができない権利です。

市では、「野田市民憲章」、「平和祈念碑」、「個性豊かなまちづくりを行う人権・平和都市宣言」等の取組を節目とし、これらに示された理念や野田市総合計画等に基づき人権課題の解決を図るための諸施策を展開してきました。しかしながら、近年において、「LGBTなどの性的少数者の人権問題」や「インターネットを利用した人権問題」など新しい人権課題も現れてきました。

このような状況を踏まえ、平成27(2015)年3月に策定した「人権教育・啓発に関する野田市行動計画(第2次改訂版)」の計画期間が令和元(2019)年度で満了となることから、令和2(2020)年度からの人権施策を推進するための基本指針として、現行動計画の見直しを図り、令和2(2020)年度から6(2024)年度まで5年間の次期計画を策定するものです。

また、児童虐待事件の再発防止策を包含した計画とするとともに、あわせて、女性、子ども、高齢者、障がいのある人などへの虐待の防止等、あらゆる人権侵害の解消を目指した計画を策定するものです。

なお、国における基本法律である「人権教育・啓発推進法」及び「人権教育・啓発に関する基本計画」の改正はありませんでしたが、平成28(2016)年度に差別を解消するための法律(「障害者差別解消法」、「部落差別解消推進法」、「ヘイトスピーチ解消法」)が施行されましたので、計画の目標(2)

「各人権課題に対する施策の推進」については、この三法を踏まえた見直しを行います。

本行動計画の基本理念については、野田市総合計画の基本方針に掲げる「人権尊重・男女共同参画社会の推進」を実現するため、「市民一人一人が尊重され安心して暮らせる地域社会」とし、人権が市民相互の間において尊重される地域社会を目指します。

2 計画の目標

本行動計画の基本理念を実現するため、次の四つの目標を掲げます。

- （1）様々な場における人権教育・啓発の施策の推進
「学校」「家庭」「地域社会」「職場」「特定職業従事者」に対する
人権教育・啓発の推進
- （2）各人権課題に対する施策の推進
「女性」「子ども」「高齢者」「障がいのある人」「同和問題」
「外国人」「H I V感染者など」「様々な人権課題」に対する施策の
推進
- （3）人権擁護の充実
「相談窓口の充実」として、人権擁護機関と連携した人権救済制度
の周知及び人権侵害への対応
- （4）計画の推進
「推進体制」「関係機関・団体との連携」「人権施策の周知及び人権
教育・啓発の推進」「計画のフォローアップ及び見直し」

3 計画の期間

令和2（2020）年度から令和6（2024）年度までの5年間とします。

なお、この間においても、社会情勢や法改正に合わせて適宜見直す
こととします。

4 施策の体系

総合計画の基本目標

市民がふれあい協働する都市

総合計画の基本方針

人権尊重・男女共同参画社会の推進

行動計画の基本理念

市民一人一人が尊重され安心して暮らせる地域社会

【計画の目標】

【基本課題】

【施策の方向】

